

令和7年度学力向上推進事業 中学校学習支援教室業務委託

企画提案実施要領

1 趣旨

本市では児童生徒の学力を全国水準に押し上げることを目標に「幼児・児童・生徒のウェルビーイングの実現を目指して」をテーマに学力向上事業を推進している。

また、学力向上推進の主要施策として「学びのセーフティネットの構築」を掲げ、市内各小・中学校において、よりきめ細かい学習支援の取組を行ってきている。

しかし、全国学力学習状況調査や各質問紙調査の結果からは、市内小・中学校ともに、学ぶ意義を見出せず主体的に学びに向かうことができていない児童生徒が増加傾向にある。さらに、知識の習得や深い意味理解・根拠をもって説明する思考力、判断力、表現力は依然として課題がみられる。

そのため、学力定着、学習習慣の確立に課題のある生徒を対象に、個々の学習課題に応じたきめ細やかな学習支援策が必要であり、さらに、GIGAスクール構想を推進するために「1人1台端末」を活用し、生徒の特性・学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実を図る個別最適な学びにより、基礎的・基本的な知識等を確実に習得させる必要がある。

そこで、市内各中学校に学習支援教室を設置し、学習支援業務実施に関する企画提案を募集する。また委託先の候補者を適切に選定するため、公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定するものとする。

なお、本実施要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続き等を定めるものとする。

※本事業は、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)を活用するものとする。

2 委託業務の内容

(1) 業 務 名 : 令和7年度中学校学習支援教室業務委託

(2) 選 定 方 法 : 企画提案書(プレゼンテーション)、その他提出書類に基づく審査

(3) 委 託 期 間 : 契約締結の日～令和8年3月5日(木)

(4) 業 務 内 容 : 詳細は仕様書による。

(5) 提案上限額 : 26,317,000円(消費税および地方消費税を含む。)

※ この金額は契約額等を示すものではない。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしている事業者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定

に該当しない者であること。

- (2) 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされたものでないこと。
- (4) 参加申込書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を沖縄市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 国税、県税及び市税について未納がないこと。（証明書の提出を要します。）

4 募集等における主なスケジュール

- (1) 応募受付開始・・・・・・・・・・令和 7 年 4 月 1 日（火）
- (2) 質問書締切・・・・・・・・・・令和 7 年 4 月 7 日（月）12:00
- (3) 参加申込書締切・・・・・・・・・・令和 7 年 4 月 14 日（月）17:00
- (4) 企画提案書提出締切・・・・・・・・・・令和 7 年 4 月 21 日（月）17:00
- (5) プレゼンテーション・・・・・・・・・・令和 7 年 4 月 30 日（水）午前

※ 諸事情により、変更となる場合があります。

日程、時間につきましては、別途通知いたします。

- (6) 契約・・・・・・・・・・令和 7 年 5 月中旬予定

5 企画提案への参加申し込み

企画提案に参加を希望する方は、下記の参加申込書を提出期間内に提出すること。

(1) 提出物

参加申込書（様式 1）・・・1 部提出

(2) 提出方法

持参又は電子メールより沖縄市教育委員会指導課に提出すること。

(3) 提出期間

令和 7 年 4 月 14 日（月）の 17 時 00 分まで

6 企画提案書の提出について

(1) 提出物

企画提案書（様式 2～様式 8）・・・15 部提出（1 部原本、14 部コピー）

※ 様式 6 については、業務提携・共同企業体による提案の場合のみ提出すること。

(2) 提出期間

令和7年4月21日(月)の17時00分までに提出すること。(土日祝祭日を除く。)
なお、郵送の場合も、上記日時までに必着とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により沖縄市教育委員会指導課に提出すること。郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

提出先 〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26-1
沖縄市役所 教育委員会 指導部 指導課
(本庁7F) 電話：098-939-7976 (直通)

7 企画提案書の作成

(1) 提出する企画提案書類の規格はA4版両面とする。

(2) 仕様書の記載事項等を踏まえて、様式3～8-1の様式を除き20頁以内とする。

(3) 企画提案書は、事前に選定委員に審査資料として配布する。

プレゼンテーションの説明資料として、仕様書を踏まえ下記①及び②の項目について提案書を作成し15部提出(1部原本、14部コピー)すること。

(原本については印刷用として片面での提出)

① 提案の基本的考え方

沖縄市における「学力向上」に向けた、基本的な考え方を記載すること。

「1人1台端末」の効果的な活用について記載すること。

仕様書記載事項以外の他社比較による特色及び優位性・独自性等も記載すること。

② 業務の実施計画

以下の内容について記載すること。

ア 学習支援教室の実施にあたって、学校ニーズ等の把握や把握に基づいた方策、学習支援教室の開催方法等の運営全般に係る事項。

イ 全体スケジュール(運営、支援内容、講師研修、報告)など具体的かつ詳細に記載すること。

8 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問書締切

令和7年4月7日(月)正午まで

(2) 提出方法

FAXまたは電子メール(いずれの方法でも締切日時内必着とする。)にて質問書(様式9)を提出すること。

FAX：937-3548 電子メール：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

※送信の旨、電話連絡をすること。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は令和7年4月10日(木)までに市公式HPにて公表する。

9 選定方法

(1) 審査方法

審査は、非公開とする。

沖縄市で構成する委託業者選定委員会を設置し、各委員が各提案内容を評価項目に沿って評価し、その評価した点数に基づき、委託候補者を決定する。ただし、最優秀者の合計点数が50%に満たない場合には、委託候補者を選定しないことができる。

(2) プレゼンテーション開催日時

令和7年4月30日（水）午前

ア 日時、順番、場所、時間及び時間配分等については、別途通知する。

イ 企画提案書の内容に基づいて説明すること。

ウ 実際の業務に携わる責任者が必ず出席すること。

(3) 提案説明時間 20分以内

(4) 提案に対する質疑応答 15分程度

(5) 審査項目

① 業務経歴

② 業務実施体制

③ 見積金額

④ 企画提案書

ア 業務実績

イ 本業務の趣旨を理解しているか

ウ 仕様書以外の特色や独自性

エ 運営内容

オ スケジュール 等

(6) 審査結果の通知

審査結果については、すべての提案者に3営業日以内に書面で通知する。

ただし、審査結果に対しての異議の申し立ては受け付けない。

また、電話等による個別審査結果についての問合せには応じないものとする。

10 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

沖縄市は、選定委員会にて審査した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき

② 最優秀者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき

- ③ 最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき
- (2) 業務委託契約金額
業務委託契約金額は、沖縄市の定める本業務委託契約に係る提案上限額の範囲内とする。
- (3) 業務委託の仕様及び実施条件
 - ① 本業務委託の仕様については、委託候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し、沖縄市において定める。
 - ② 委託候補者に対し業務委託の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
 - ③ 企画提案書に記載した配置予定主任担当者は、特別の理由により請負者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (4) 契約内容等
本業務委託の契約は、沖縄市契約規則によるものとする。
- (5) 不可抗力
天災地変、感染症、その他不測の事態の発生等、双方の責に帰することができない事由により、契約の全部または一部が遅滞または履行できない場合は、その対応について双方で協議する。
- (6) 契約時における追加提出書類
 - ① 納税証明書（国、県、市町村税の滞納のない証明書）
 - ② 履歴事項全部証明書
 - ③ 法人、団体等の定款又は設立趣意書
 - ④ その他市長が必要と認める書類

1.1 留意事項

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - ④ 本実施要項に違反すると認められる場合。
 - ⑤ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等選定委員会委員長が失格であると認めた場合。
- (2) 提出書類の変更
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（誤字・脱字等の軽微なものを除く。）なお、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 費用負担
プロポーザル参加に要する全ての費用等は、参加者の負担とする。

(4) その他

- ① 参加者は、プロポーザル企画提案書の提出をもって、プロポーザルに係る事項(参加者要件等)の記載内容に同意したものとする。
- ② 審査に関する異議申し立ては、一切受け付けない。
- ③ プロポーザル参加者は、他の参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできない。
- ④ プレゼンテーションに電子機器を使用する場合、企画提案書提出時に事務局に申し出ること。

1 2 事務局

事務局は、教育委員会指導部指導課に置く。

電話：098-939-7976（直通） メールアドレス：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp